

いずみ会議所だより

発行所/和泉商工会議所
〒594-1444 和泉市テクノステージ三丁目1-10
TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747
ホームページ: http://www.izumicci.jp
Eメール: info@izumicci.jp



中小企業・小規模事業者を応援します！

～経営に役立つ税制をご紹介します～

設備や研究開発の投資を後押しします

❖ 中小企業投資促進税制 (大きい投資を考えている方)

- ▶ 工業会等で生産性向上に資することを証明した設備等^{*}への投資を対象とした税制優遇制度について、下記①～③の上乗せ措置があります。(産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成28年度末まで使えます。)
- ①初年度100%償却できるようになります(通常は30%)。
- ②個人事業主や資本金3,000万円以下の小規模な事業者が税額控除を選択する場合、控除割合が7%から10%になります。
- ③資本金3,000万円超1億円以下の中小企業も税額控除(7%)を選択できるようになります(通常は税額控除を利用できません。)

▶ 製造業だけでなく、飲食店などの商業・サービス業でもご利用いただけます。例)パン屋さんがパン生地を作るために導入したミキサー

^{*}機械装置(NC旋盤、ミキサーなど)は160万円以上、器具備品(サーバー、デジタル複合機など)は120万円以上等、最低価額の要件等があります。

❖ 商業・サービス業活性化税制 (中規模の投資を考えている方)

- ▶ 商業・サービス業を営む方々が、商工会議所・商工会等のアドバイスを受けて投資をした設備^{*}について、30%の償却費の追加か、7%の税額控除を受けられます。(今すぐ使え、平成26年度末まで使えます。)

^{*}器具備品(ショーケース、POSレジなど)は30万円以上、建物附属設備(洋式トイレ、自動ドアなど)は60万円以上の最低価額の要件があります。

❖ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (小さい投資を考えている方)

- ▶ 30万円未満の全ての減価償却資産(建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等)を取得した際に、初年度100%償却ができます。(今すぐ使え、平成27年度末まで使えます。)

❖ 研究開発税制 (R & D税制)

- ▶ 研究開発プロジェクトに従事する研究者の人件費などの試験研究費について、①に加えて、②か③いずれかの税制優遇措置が受けられます。

- ①試験研究費総額の12%を税額控除
- ②試験研究費の増加額の最大30%を税額控除
- ③試験研究費のうち売上高の10%を超える部分について税額控除(試験研究費の売上高に占める割合に応じて控除割合は変わります)

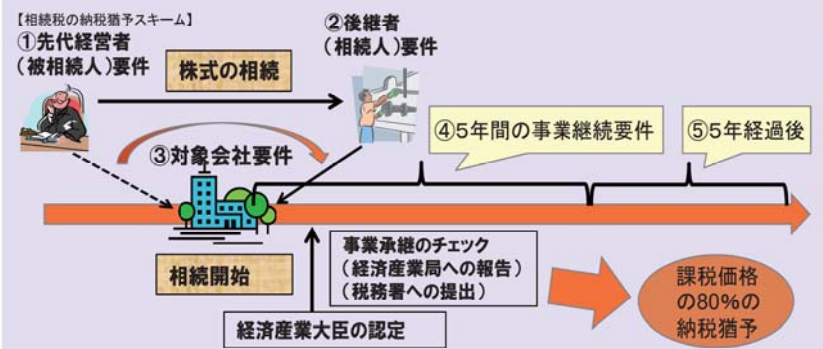
(①は今すぐ使え、適用期限はありません。②は今すぐ使えますが、平成25年度は5%の控除であり、最大30%に改組されるのは平成26年度からとなり、平成28年度末まで使えます。③は今すぐ使え、平成28年度末まで使えます。)

事業の円滑なバトンタッチを支援します

今の経営者が子供などの後継者に経営のバトンタッチを行うことを「事業承継」といいます。事業承継は、いざ、という時のために、早い段階から計画を立てて、上手に税制を活用することがポイントです。

❖ 事業承継税制 (今すぐ使え、適用期限はありません。)

- ▶ 子供などの後継者が、先代経営者から、相続や贈与により非上場株式をもらった場合、その80%分(贈与は100%分)の納税が猶予されます。



※平成27年1月以降の相続や贈与から、以下のようにこの税制の適用要件が緩和されます。

- ・後継者は先代経営者の親族限定→親族外の事業承継も対象に
- ・雇用8割以上5年間「毎年」維持→5年間「平均」8割以上でOK
- ・先代経営者は「役員」を退任→役員として続投可能に(代表者退任のみ)

❖ 小規模宅地等の特例 (今すぐ使え、適用期限はありません。)

- ▶ 事業に用いられている土地等を相続により受け継いだ場合には、その土地の評価額が最大で80%減額されます。

※事業に用いられている土地は400㎡までが80%の減額の対象です。また平成27年1月から、事業に用いられている土地の減額と、別枠で居住に用いられている土地(330㎡)の80%減額が認められます。

●詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業庁が委託して運営する支援ポータルサイト「ミラサポ」をご覧ください。

【お問い合わせ先】中小企業庁 財務課 03-3501-5803



ミラサポ

検索

▶ 関連記事を5頁に掲載 ◀

財団法人 伊勢神宮式年遷宮奉賛会大阪本部より感謝状を拝受

第62回伊勢神宮式年遷宮への全国的な募金活動実施に際し、平成19年3月に設立いたしました大阪本部が、式年遷宮が無事終えられ所期の目的が達成されたということで、去る平成26年3月11日に解散式が行われました。解散式では奉賛会の協力に対しまして、和泉支部(支部長 岸脇淳介 氏)宛てに感謝状が授与され、ありがたく拝受致しました。

これも偏にご尽力頂きました当所議員皆様をはじめとする会員皆様の御蔭と、深く感謝申し上げます。



今月号の主な内容

P1… 中小企業・小規模事業者を応援します！

P2… 青年部だより

P3… 女性会だより 他

P4… 能力開発セミナー受講生募集/設備投資を支援いたします！

P5… 産前産後休業期間中の保険料免除が始まりました 他

P6… 日本商工会議所が勤める共済

P7… 新会員のご紹介コーナー 他

P8… マル経融資 他

平成26年度(第20回)和泉商工会議所青年部 通常総会 開催

会長 所信 平成26年度 和泉商工会議所 青年部 橋本 和也
スローガン「YEGを楽しもう」



青年部だより

2020年東京でのオリンピック開催が決定しました。この決定は私たちに元氣と誇りを与えてくれました。この元氣が作用し徐々に元氣と誇りが景氣、氣運も上昇しているのを感じるのではないのでしょうか。私はこのプラスに思う「氣」が大切だと思っています。人生も仕事もフオーロばかりとは限りません。或いはアゲンストの方が多くかも知れませんが、「しんどい時こそ元氣を出す」と分かっていてもなかなか実行できないものです。そんなときこそ、時には厳しく時には優しくそして楽しい仲間がいると心強いものです。

去る、4月16日(水)、ホテルサンルート関空にて和泉商工会議所青年部第20回通常総会が開催されました。議案として、第1号議案、平成25年度事業報告並びに収支決算書、会計監査報告承認の件、第2号議案、役員選任(案)承認の件、第3号議案、平成26年度事業計画(案)並びに収支予算(案)決定の件の3議案が提出され、すべて承認されました。

本年度、和泉YEGは「YEGを楽しもう」をスローガンに行動します。ただ楽しむわけではなく物事を肯定的に捉えてすべてのことを前向きに取り組んでいきたいと思えます。ワクワクドキドキする例会を開催し一人でも多くのメンバーとの会話を楽しむためにも動員に力を入れます。



25年度会長へ感謝状を授与

創立から20年の歳月を経て本年度は真価を問われる年となります。当委員会では、青年部活動の総合的業務のほか、会員相互の交流を図るために会員名簿を作成し会員事業所の紹介を行います。青年部活動を広く周知するためにホームページや商工会議所だよりを活用し広報することで、ひいてはメンバーの事業がさらに発展するよう努めてまいります。



卒業生

地域振興においては「和泉ジュニアオープンゴルフ大会」や「和泉市商工まつり」を今年までの経験を活かしながらさらに工夫を加えて開催します。またそれらを通して和泉の特産品を大々的にアピールして和泉YEGとともに知名度を上げたいと思います。さらに「いずみ印」をもっと推進するために出品する人や企業の努力を感じながら、販路拡大に寄与することにより、微力ですが地域の発展に貢献できると思います。

新入会員挨拶



新入会員挨拶

この年で色んな事に挑戦し叱咤激励できるメンバーをつくり人生の1ページであるYEG活動を楽しもう。

平成26年度 各委員会 基本方針

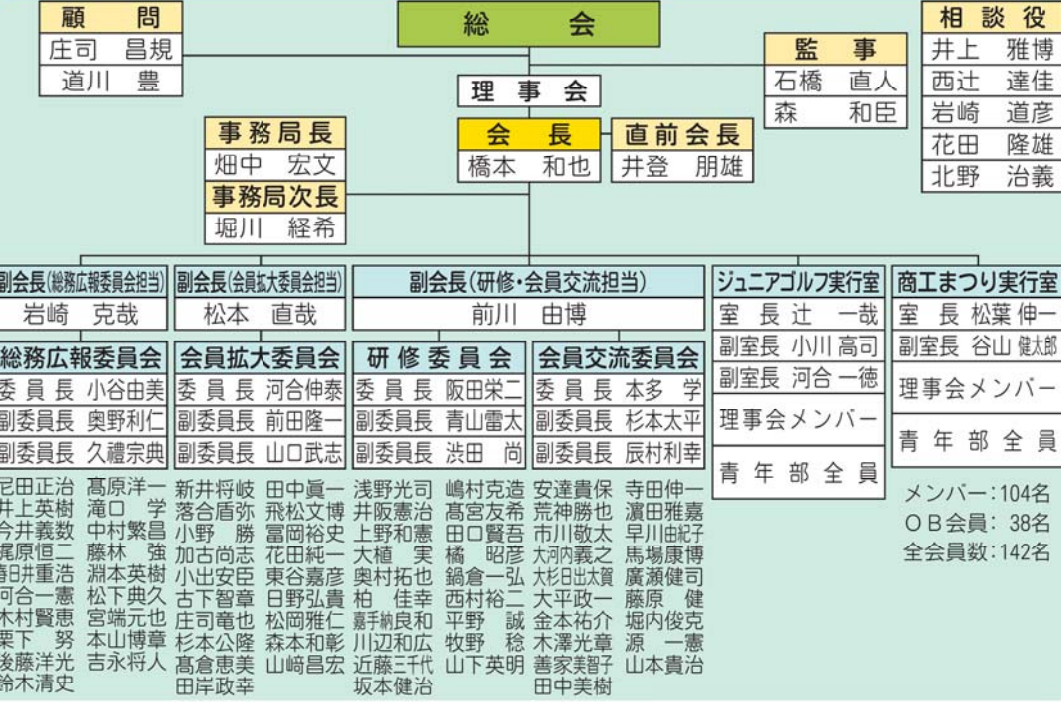
総務広報委員会 委員長 小谷 由美
創立から20年の歳月を経て本年度は真価を問われる年となります。当委員会では、青年部活動の総合的業務のほか、会員相互の交流を図るために会員名簿を作成し会員事業所の紹介を行います。青年部活動を広く周知するためにホームページや商工会議所だよりを活用し広報することで、ひいてはメンバーの事業がさらに発展するよう努めてまいります。

会員拡大委員会 委員長 河合 伸泰
本年度は、過去最大の会員数を超えるように努め、また、その人数を維持するという目標を掲げます。そのためには、YEG活動が楽しく、そして、美りのあるものにならなくてはなりません。本年度のスローガンである「YEGを楽しもう」を言葉に達成していきます。会員拡大委員会では、メンバーのYEG活動を楽しむ姿を積極的に発信し、一人でも多くの方にメンバーになって頂けるように活動していきます。そして、新たなメンバーと親睦を深め、切磋琢磨することによって互いに成長しあえる関係性を築けるように努めてまいります。

研修委員会 委員長 阪田 栄一
我々を取り巻く環境は、経済不安を始めとする諸問題を抱えており、また厳しい現状である事は周知のとおりであります。我々中小企業はそのような情勢を認識し、現在置かれている実体経済に適応した地域での活動を行うことこそが、各企業の発展に繋がるのではないのでしょうか。青年経済人として個々の企業が健全に発展することが、全ての原点であると思えます。また経営活動において人材育成も必要不可欠であります。そこで研修委員会ではメンバー自身がスキルを上げ、また社員育成のヒントとなるような例会を開催してまいります。

会員交流委員会 委員長 本多 学
本年度会員交流委員会はスローガンの「YEGを楽しもう」を起点に委員会運営に努めてまいります。和泉YEGメンバーのビジネス交流はもちろんのこと、様々な手法を通して新入会員や諸先輩方を含めてメンバー間の「コミュニケーション」を図る事の出来る交流事業を行っていきたくと思えます。また、三市合同例会では他単会との交流が出来るように創意工夫を提案し進めてまいります。切磋琢磨し事業を行うことは当然ですが、楽しむ委員会活動を行ってまいります。

平成26年度 和泉商工会議所青年部 組織図



平成26年度 事業予定

和泉商工会議所青年部	日本YEG/近プロ/府青連
平成26年 1日(火)第1回理事予定者会議	14日(月)府青連 常任理事会
4月 16日(水)第20回通常総会(総務広報委員会)	
5月 7日(水)第2回理事会会議	23日(金)府青連 常任理事会・定例理事総会
21日(水)5月度例会(会員交流委員会)	
6月 3日(火)第3回理事会会議	14日(土)近畿ブロック会長会議(和歌山・和歌山)
18日(水)チャリティゴルフコンペ	16日(月)府青連 常任理事会
7月 1日(火)第4回理事会会議	28日(月)府青連 常任理事会
16日(水)7月度例会(研修委員会)	
8月 5日(火)第5回理事会会議	
和泉ジュニアオープンゴルフ大会	
9月 2日(火)第6回理事会会議	22日(月)府青連 常任理事会
17日(水)9月度例会(会員拡大委員会)	
次年度役員選考委員会	
7日(火)第7回理事会会議	27日(月)府青連 常任理事会・臨時理事総会
10月 和泉市商工まつり	3日(金)~4日(土) 近畿ブロック大会(大阪・箕面)
次年度役員選考委員会	
4日(火)第8回理事会会議	17日(月)府青連 常任理事会
11月 19日(水)11月度例会(研修委員会)	14日(金)~15日(土) 全国会長研修会(新潟・新潟田)
次年度正副会長・理事予定者会議	
2日(火)第9回理事会会議	
12月 忘年会(理事)	
次年度正副会長・理事予定者会議	
平成27年 6日(火)第10回理事会会議	
1月 21日(水)新年会(会員交流委員会)	9日(月)府青連 常任理事会
次年度正副会長・理事予定者会議	20日(金)~21日(土)出全国大会(京都)
3日(火)第11回理事会会議	23日(月)府青連 新旧常任理事会
2月 3YEG合同例会(会員交流委員会)	
青年部旗争奪戦 表彰式	
3月 3日(火)新旧理事会会議	

※正副会長会議：毎月下旬 開催

平成26年度(第20回) 和泉商工会議所女性会通常総会 開催

女性会だより

和泉商工会議所女性会平成26年度(第20回)通常総会を4月25日(金)岸和田グランドホールにて開催。提出した平成25年度事業報告、収支決算承認の件、平成26年度事業計画(案)並びに収支予算(案)決定の件、役員改選の件・20周年記念事業の件の3議案について何れも承認可決され、新会長に古下睦美氏が選任されました。



古下 新会長

〈平成26年度スローガン〉

“和”“知恵”と“笑顔”で行動、地域のために!

- 各種委員会
 - 総務・会員拡大委員会
 - 広報・親睦委員会
 - 社会福祉委員会
 - 事業委員会
 - 街づくり委員会
 - 研修委員会
- 総会開催、会員増強に関すること
- ホームページの更新、親睦事業の企画・推進等
- ボランティア活動等
- 地域振興事業の企画・推進等
- 環境美化運動に関すること
- 研修会、見学会の企画・推進等

組織基盤強化事業

- (1) 女性会員の増強
- (2) 女性会視察交流研修会の実施

基本方針
今年度は、女性会創立20周年の節目を迎えました。20周年を迎え、経営に携わる女性同士の交流を一層深めるとともに、相互研鑽に励み資質向上を図りたいと思います。女性の社会進出と経済成長率には密接な関係があると言われ、政治・経済・文化などのあらゆる分野に女性の参画が求められています。経営に携わる女性の集まり「商工会議所女性会」時代・ニーズに対応した活動を展開し、力を合わせて、本年の事業に取り組みで参ります。



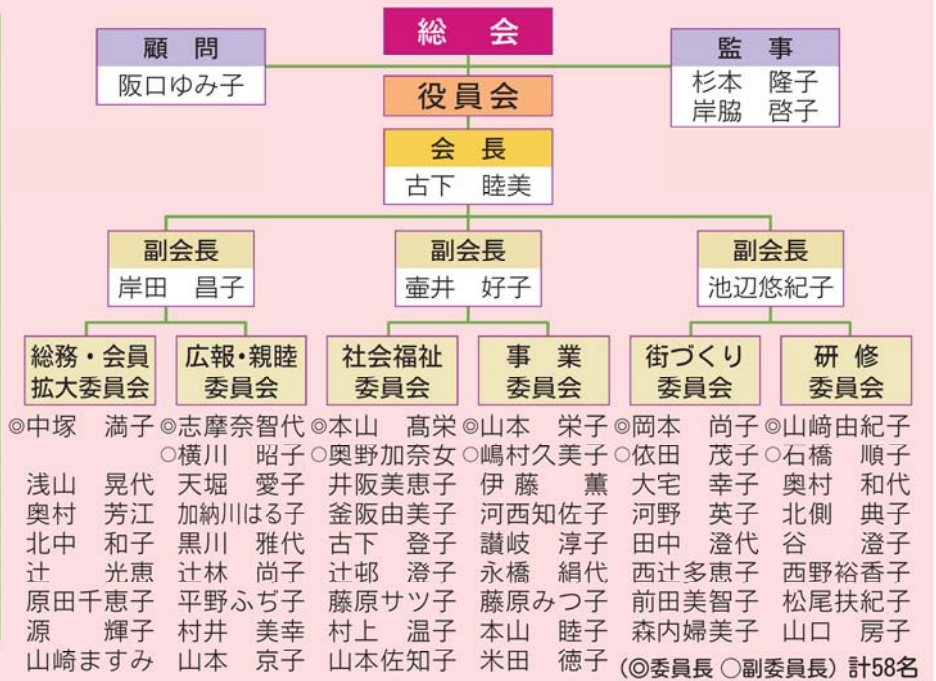
阪口前会長へ花束贈呈

平成26年度 年間行事予定表

行事予定	備考
4月 第20回通常総会(25日 金)	岸和田グランドホール
第1回講習会	(担当:総務・広報委員会)
5月 近商女性連大坂大会(23日 金)	帝国ホテル大阪
7月 和泉商工会議所女性会創立20周年記念式典(5日 土)	ホテル日航関西空港
9月 老人ホーム慰問	特別養護老人ひかりの園(担当:街づくり・研修委員会)
10月 第46回全国商工会議所女性会連合会神戸大会(5日 木~6日 金)	神戸メリケンパーク
和泉市商工まつり	オリエンタルホテル
11月 府商女性連研修交流会	池上曾根史跡公園(担当:事業・社会福祉委員会)
12月 第2回講習会	場所、内容未定
1月 新年懇親会	浅山 晃代
2月 親睦ボウリング大会	奥村 芳江
3月 府商女性連総会及び講演会	北中 和子
	辻 光恵
	原田千恵子
	源 輝子
	山崎ますみ

毎月第2水曜日 定例役員会(13時半~)

平成26年度 女性会組織図



平成25年度 和泉 YEG・高石 YEG・泉大津 YEG 合同例会 開催



3月11日(火)に、ホテルサンルート関空にて、平成25年度 和泉 YEG・泉大津 YEG・高石 YEG 合同例会が開催されました。本年度は、元読売テレビ解説委員長 大阪総合研究所代表 辛坊治郎氏を講師にお迎えし、「報道から見た日本」をテーマに講演頂きました。多くの方が聴講にいられ、講演中も所々で笑いが起きる等、非常に良い例会となりました。一度の合同例会も定着してきており、近隣 YEGメンバーとも親交を深められる貴重な場となっていて、本年度も大変意義のあるものとなりました。



辛坊 治郎 講師

青年部だより

能力開発セミナー 受講生募集

近畿職業能力開発大学校では、企業の生産現場で働く在職者が抱える課題解決のため、生産性の向上や業務の改善、新たな製品の創造に必要な専門的知識及び技能・技術を習得する在職者訓練(能力開発セミナー)を実施しています。

コース概要等は、ホームページをご覧ください。http://www3.jeed.or.jp/osaka/college

企業の成長のカギは社員のスキルアップ
未来を切り拓く人材育成を支援します

■ お問い合わせ先 近畿職業能力開発大学校(援助計画課)

〒596-0103 大阪府岸和田市稲葉町1778 TEL 072-489-2114

コース番号	訓練系	コース名	日程	実施時間	時間数	定員	受講料
MA111	機械系	実践機械製図	5/14,15,16	9:50~16:35	18	10	13,200
MA211	機械系	設計ツールを活用した製品設計技術(部品設計編)	5/20,21,22,23	9:50~16:35	24	10	21,000
MA221	機械系	3次元ツールを活用した機械設計実習	6/10,11,12,13	9:50~16:35	24	10	17,000
※ MA231	機械系	機械の疲労寿命設計法(解析ツール活用編)	6/18,19,20	9:15~16:00	18	10	22,000
MD111	機械系	精密測定技術(長さ測定編)	6/25,26	9:50~16:35	12	10	7,500
MB131	機械系	切削加工におけるコストダウンの進め方	7/23,24	9:50~16:35	12	10	10,400
MA121	機械系	機械設計技術者のための総合力学	7/28,29,30	9:50~16:35	18	10	17,100
MD121	機械系	精密測定技術(形状測定編)	7/30,31	9:50~16:35	12	10	7,900
MB211	機械系	実践フライス盤加工技術	7/30,31, 8/1	9:50~16:35	18	6	20,000
MB461	機械系	統合型CAD/CAMによるマシニングセンタ加工技術	7/30,31, 8/1	9:50~16:35	18	10	13,500
KA141	建築系	振動解析技術と耐震設計	6/14,15	9:50~16:35	12	10	8,800
KA111	建築系	実践建築部分詳細図作成技術(2次元CAD)	7/8,10,15,17	18:00~21:00	12	10	7,800
SX121	制御系	実践的PLC制御技術	5/10,17	9:50~16:35	12	10	10,900
SA221	制御系	PLC制御の回路技術	5/17,24,31	9:50~16:35	18	10	12,300
SA211	制御系	PLCによる電動機制御の実務	6/18,19,20	9:50~16:35	18	10	12,500
SA111	制御系	有接点シーケンス制御による電動機制御の実務	6/24,25,26	9:50~16:35	18	10	14,400
SA121	制御系	有接点シーケンス制御の実践技術	7/29,30,31	9:50~16:35	18	10	15,400
SA231	制御系	SFCによるPLC制御技術	7/4,11	9:50~16:35	12	10	7,600
EA121	電気・電子系	実践アナログ電子回路技術	6/7,14,21,28	9:50~16:35	24	10	27,100
SA311	電気・電子系	電動機のインバータ活用技術と配線工事の実践	7/28,29	9:50~16:35	12	10	10,000
JA311	電気・電子系	組込みシステム開発(プログラミング実践編)	7/28,29,30	9:50~16:35	18	10	11,500
EA411	電気・電子系	DCモータ駆動回路設計	7/29,30,31	9:50~16:35	18	10	16,700
EA211	電気・電子系	デジタル回路設計技術	7/30,31, 8/1	9:50~16:35	18	10	13,600
JA321	電気・電子系	マイコン制御システム開発技術	7/31, 8/1,4	9:50~16:35	18	10	11,500
MX111	管理系	製造現場技術者の現場力強化	5/13,14	9:50~16:35	12	15	9,200
※ MX331	管理系	航空機部品製造における品質管理の考え方と進め方	5/20, 6/3	9:15~16:00	12	10	10,700
MZ151	管理系	製造現場における労働安全衛生マネジメントシステムの構築	6/17,18	9:50~16:35	12	10	8,500
MZ111	管理系	製造現場におけるヒューマンエラー対策の考え方と進め方	6/4,5	9:50~16:35	12	10	10,000
MZ211	管理系	製造現場リーダー実践力強化	7/10,17	9:50~16:35	12	10	13,600
MX121	管理系	製造現場技術者の現場力強化(生産管理編)	7/15,16	9:50~16:35	12	10	8,500
MX211	管理系	製造現場における工程管理技法と改善	7/5,6	9:50~16:35	12	10	9,100

※印は「関西ポリテクセンター」それ以外は当大学校で実施します。

設備投資を支援いたします!

平成26年度 設備貸与制度 申込み・受付けのご案内

- ◎ 損料率(利率) **1.70%**/年、リース料率 **1.349%**/月(7年リースの場合)
- ◎ 連帯保証人は、原則として企業の代表者のみでお申し込みができます。
- ◎ 新エネルギー利用設備、電気自動車、海外からの受注のための設備は特別料率。◆注1
- ◎ 対象設備は機械及び装置です。(内外装工事は対象外、什器備品は原則対象外。)◆注2
- ◎ 乗用自動車を除く車輛も対象。(ただし、新車、かつ、割賦のみが対象となります。)

大阪府内に設備を設置予定で従業員規模50人以下の企業の方がお申込みいただけます。(その他条件あり)



項目	制度	割 賦	リ ー ス
設 備 価 格	100万円以上8,000万円以下(消費税含む) ※ 割賦でお申込みされる場合は、8,000万円を超える金額(1,600万円まで)を契約時に前納していただければ、9,600万円までご利用できます。		
返 済 方 法	3年~7年(元本は1年据置)月賦または半年賦の元金均等償還		3年~7年(法定耐用年数で設定)
損 料 率(利率)等	損料率(利率) 年 1.70%		月 2.947% ~ 1.349%
新エネルギー利用設備等に係る特別料率	損料率(利率) 年 1.50%		月 2.936% ~ 1.340%
保 証 金	◆注1 新エネルギー利用設備(新エネルギー利用等の種類が、太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物発電、廃棄物熱利用又は廃棄物燃料製造に該当するものに限る。)及び電気自動車(割賦のみ)、海外からの受注のための設備(詳細はお問い合わせください。)	設備価格の10%(契約時に必要)	不 要
保 証 人 等	一定要件を満たす連帯保証人	※ 原則として ★法人企業:1人以上 ★個人企業:なし ※ 連帯保証人の代わりに、不動産担保を提供することもできます。	
設 備 導 入 時 期			お申込み受付 約40日後
メ リ ッ ト			・信用保証協会の保証枠や、金融機関の借入枠とは無関係であるため、運転資金やその他の資金調達に余裕ができます。 ・同一年度内で設備価格の合計金額が限度額まで何回でもご利用いただけます。 10%の資金(リースの場合は不要)で設備投資計画が立てられます。
お 問 い 合 わ せ 先			公益財団法人 大阪産業振興機構 設備支援部 設備支援課 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 電 話 06-6947-4345 FAX 06-6947-4348 URL http://www.mydome.jp E-メール shikin@mydome.jp

◆注2 設備貸与制度には種々の特例・条件・制約がありますので、詳しくは上記お問い合わせ先までご連絡ください。
なお、ご要望いただけましたら、制度の説明にお伺いいたしますので、お気軽にお問い合わせください。

❖ 新しく従業員を雇った（雇用促進税制）

▶ ハローワークに、新しく従業員を雇う計画（雇用促進計画）を提出して、従業員を雇うと、その増加した従業員1人あたり40万円の税額控除を受けられます。（今すぐ使え、平成27年度末まで使えます。）

※この税制措置の適用を受けるためには、従業員2人以上増加させること、従業員増加割合（今年度の従業員の増加数÷前年度の従業員数）が10%以上となっていること、などの要件があります。

❖ 従業員に支払う給料を増やした（所得拡大促進税制）

▶ 給与等^{※1}の支払総額について、基準年度（適用一年目の前事業年度）の給与等の支給総額と比べて2%^{※2}以上増加させ、かつ、前事業年度に比べて給与等の支給総額、及び従業員一人当たり平均支給額が増加している等の要件を満たした場合、基準年度からの給与等支給増加額の10%の税額控除を受けられます。

※1給与等には、賃金、賞与、残業手当などが含まれます。

※2この税制措置は、今でも使うことが可能で、平成29年度末までに開始する各事業年度について使うことができますが、適用に当たって要件となる基準年度の給与等の支払総額からの増加割合は、適用年度により以下のとおり変わりますのでご注意ください。適用1～2年目：2%、適用3年目：3%、適用4～5年目：5%

❖ お得意様と会食した、慶弔費を支出した（交際費等課税の特例）

▶ お得意様との会食などの交際費等について、中小企業・小規模事業者に限って、①支出した交際費等の800万円まで、②支出した飲食費の50%のどちらか有利な方を選択して、経費にすることができます。（①は今すぐ使え、平成27年度末まで使えます。②は平成26年度から使え、平成27年度末まで使えます。）

※1 交際費等には、お得意様の接待費や、お得意様への慶弔費なども含まれています。ただし、一人当たり5,000円以下の飲食費については、本特例とは別に経費とすることができます。

※2 なお、②の飲食費については支出の上限はありません。

平成26年4月から産前産後休業期間中の保険料免除が始まりました

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は育児休業と同じように保険料免除などを受けることができます。

● 産前産後休業期間中の保険料免除

※ 平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方（平成26年4月分以降の保険料）が対象となります。

・産前産後休業期間中（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除されます。

《手続き》・事業主の方は「産前産後休業取得者申出書」を提出する必要があります。

● 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

※ 平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方が対象となります。

・産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

《手続き》・被保険者の方（事業主経由）は「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出する必要があります。

※産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出できません。

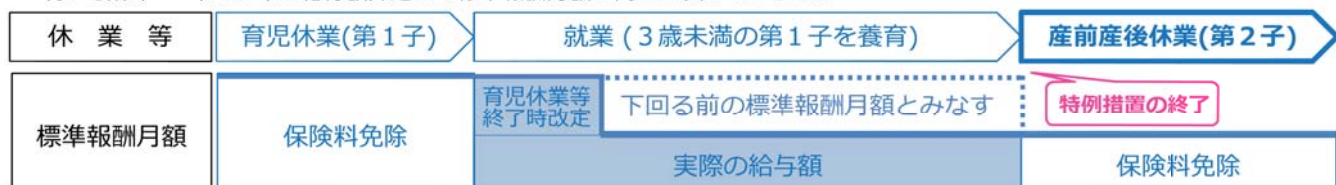
● 産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了

・3歳未満の子の養育期間に係る標準報酬月額の特例措置（年金額の計算時に、下回る前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす）は、産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに終了となります。

（「養育期間標準報酬月額特例終了届」の提出は不要です）

《イメージ》・青い太線（—）は、標準報酬月額の高さを表しています。

・青い破線（……）は、年金給付額算定上の標準報酬月額の高さを表しています。



詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
堺西年金事務所(TEL072-243-7900)へお問い合わせください。

日本年金機構
Japan Pension Service

日本年金機構

検索

「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました

（平成26年4月1日以降作成されるものに適用されています。）

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなっています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【国税庁ホームページ www.nta.go.jp】

日本商工会議所が勧める共済 ~全国の商工会議所会員が加入しているので、団体割引が適用され格安!そして安心!~

中小企業PL保険

日本国内で製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことによって、法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金が支払われます。

保険商品タイプ

加入タイプ	S型	A型	B型	C型
てん補限度額 (1保険期間中、対人・対物共通)	5,000万円	1億円	2億円	3億円

※自己負担額(免責金額、対人・対物共通1請求あたり):3万円

- 補償内容**
- ①法律上、被害者に支払うべき損害賠償金(※1)
 - ②万一訴訟になった場合の弁護士費用などの争訟費用(※2)
 - ③被害者に対する応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用
 - ④引受保険会社の求めに応じて、その協力のために加入者が支出した費用
 - ⑤他人に対する求償権の保全または行使のために要した費用および被害の防止・軽減に必要なまたは有益な費用
- (※1)賠償金の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要となります。
(※2)引受保険会社の書面による同意が必要となります。

- 保険料**
- 支払方法:年間保険料一括払い(中途加入の場合は加入期間分の保険料(月割)を一括払い)
- 算定方法:(1)業種
(2)前年度売上高または前年度領収金
(3)加入タイプ(S型、A型、B型、C型)
- 前年度売上高×料率(業種・加入タイプ別)×全体調整率=年間保険料**

リコール費用担保特約

製造・販売した製品の欠陥が原因で、下記の①~④の事故が発生した場合に、被害拡大の防止を目的として当該製品のリコールを実施することによって支出する費用損害に対して、保険金が支払われます。

- ①死亡・後遺障害
- ②治療に要する期間が30日以上となる障害・疾病
- ③一酸化炭素中毒
- ④火災による財物の焼損

(担保対象は事故発生が行政庁に報告されたものまたは行政庁が当該生産物のリコールを命じたものに限ります。)

保険期間中の支払限度額
(縮小てん補割合 90%) **3,000万円**

※自己負担額(免責金額):なし

- 補償内容**
- ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
 - ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます)
 - ③回収生産物か否かまたはかしの有無について確認するための費用
 - ④回収生産物または代替品の輸送費用
 - ⑤回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
 - ⑥回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分(※3)
 - ⑦回収等の実施により生じる出張費および宿泊費など(※3)
 - ⑧回収生産物の廃棄費
- (※3)回収生産物の修理または代替品の製造・仕入に係るものを除きます

情報漏えい賠償責任保険

個人情報(氏名や生年月日、特定個人を識別できる情報)や法人情報(秘密として管理されている生産方法や販売方法、その他の事業活動に有用な技術や営業の情報であって、公然と知られていない情報)が下記の要因により、個人・取引先に対して経済的損害をあたえ、法律上の損害賠償を負うことになった場合に保険金が支払われます。

- ①外部からの攻撃(不正アクセス、ウイルス等)
- ②過失(セキュリティ設定ミス、廃棄ミス、単純ミス)
- ③委託先(委託先での情報漏えい)
- ④内部犯罪(従業員、派遣社員、アルバイト等)

保険商品タイプ

セット名	支払限度額(※1)		免責金額 賠償損害/費用損害毎
	賠償損害 [基本リスク/求償リスク]	費用損額 [基本リスク(※2)/求償リスク] 上記のリスク毎に各々下記限度額	
A	1,000万円	100万円	10万円
B	5,000万円	500万円	10万円
C	1億円	1,000万円	10万円
D	3億円	3,000万円	10万円
E	フリープラン(賠償損害:3億円超、費用損害:5,000万円)		

※1 支払限度額は、1事故かつ期間中の支払限度額となります。

※2 費用損害の基本リスクには、次の条件が付帯されます。

- 見舞金・見舞品費用は、個人情報1件につき、1,000円を限度とします。
- (損害額-免責金額)の100%(従来は90%)を支払います。

※ネットワーク危険担保特約条項を任意選択した場合は、賠償損害の支払限度額の内枠で支払います。

賠償損害

①基本賠償リスク

被保険者(加入者およびその役員)自らの業務遂行の過程で、情報の管理または管理の委託に伴い、情報の漏えいが発生。これに起因して、日本国内において保険期間中に発生した、被保険者への法律上の損害賠償責任負担を被る損害(損害賠償金、争訟費用など)に対し、保険金が支払われます。

②求償リスク

被保険者が、他の事業者から管理受託した「情報」を漏えい。それに伴い、委託元が、法律上の損害賠償責任を負担したり、ブランドイメージの回復や失墜防止のために、日本国内で必要かつ有益な措置を講じ損害が発生した場合で、日本国内において保険期間中に、その委託元から損害賠償責任請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対し、保険金が支払われます。

費用損害(個人情報漏えい費用損害補償のみ)

被保険者が、業務遂行過程における情報の管理または管理委託に伴い、情報の漏えいが発生。これにより、被保険者が引受保険会社への通知の翌日から180日間経過するまでに行った、ブランドイメージの回復や失墜防止のために、必要かつ有益な措置によって被る、費用損害に対して保険金が支払われる。

(例)謝罪広告掲載や謝罪記者会見、通信、わび状作成、コンサルティング、見舞金・見舞品購入、事故原因調査、コールセンターへの委託などにかかる費用、職員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、弁護士報酬など。

保険料

支払方法:年間保険料一括払い(中途加入の場合は加入期間分の保険料(月割)を一括払い)

算定方法:年間売上高・業種・情報管理状況等により算出されます。

メリット

- ①個人情報のみならず法人情報も補償
- ②使用人等の故意も対象
- ③商工会議所のスケールメリットにより個別契約と比べ保険料が**20%(団体割引)も割安!**
- ④漏えいした時期を問わず補償
- ⑤「個人情報漏えい時の対応ガイド」や「リスク診断サービス」等の充実した付帯サービス
- ⑥各種割引制度の充実により最大60%の割引を適用することが可能。



新会員のご紹介コーナー

(順不同)

hair Make COCO

代表 早川 由紀子 美容室
 〒599-8253 堺市中区深阪2365-1-2 TEL 072-239-8188

小林組

代表 小林 純二 鳶 鍛冶
 〒594-0083 和泉市池上町2-12-41 TEL 0725-45-5967

Jambo家

代表 金本 祐介 飲食業
 〒594-0071 和泉市府中町4-16-10-2F TEL 0725-41-4154

株式会社 RHコーポレーション

代表取締役 小島 信浩 内装仕上工事業
住宅設備機器販売
 〒594-1155 和泉市緑ヶ丘2-6-22 TEL 0725-90-6656

株式会社 喜ほうず

代表取締役 安達 貴保 製造業
 〒594-0022 和泉市黒鳥町3-16-23 TEL 0725-43-3020

山本新建材

代表 山本 隆史 建築工事業
 〒594-0042 和泉市箕形町4-5-53 アンダンテ202 TEL 0725-54-1675

株式会社 井上組

代表取締役 井上 好清 土木工事業
 〒594-1156 和泉市内田町3-5-31 TEL 0725-54-0640

株式会社 司技建

代表取締役 鎌 苅 司 建設業
 〒594-1116 和泉市納花町54-115 TEL 0725-24-4651

佐川急便株式会社

所長 澤邊 範人 運輸業
 〒594-0031 和泉市伏屋町5-6-9 TEL 0725-57-1300

有限会社 フロントアマトリアル

代表取締役 中村 恭之 サービス業
 〒530-0015 大阪市北区中崎西1-4-22 梅田東ビル TEL 06-6459-7922

代表 上 蘭 剛 男

建設業
 〒594-0023 和泉市伯太町2-32-45 TEL 0725-30-6789

株式会社 ピーチクラブ

代表取締役 納 谷 計 男 雑貨小売業
 〒599-8276 堺市中区小阪270 TEL 072-448-5715

ディーゼル通商株式会社

代表取締役 湯 之 前 勤 小売業
 〒594-1123 和泉市福瀬町301 TEL 0725-90-3007

パソコン教室 Y&Family

代表取締役 高 橋 吉 美 パソコン教室
 〒594-0042 和泉市箕形町6-1-40 TEL 0725-92-7822

食べる量は適正体重に合わせて!

◆ まずは、身長から適正体重をチェックしてみましょう

1日に必要なエネルギー量(食事摂取基準)の指標が見直され、近く新しくなることをご存じですか?新しい基準では個人の適正体重に合わせるため、個人の体格に見合うエネルギー量となります。以下の計算式を参考に、まずは自身の適正体重を計算してみましょう。

身長 (m) × 身長 (m) × 22^{*} = 適正体重 (kg)

(例)身長 170cm の人は……1.7 × 1.7 × 22 = 63.6kg

※22 という数字は、病気になる確率をもっとも低いというBMI(体格指数)から導き出されたものです。

身長はcmではなくm!

◆ あなたの1日のエネルギー量のめやすは?

適正体重が望ましい理由は、病気にかかる率が最も低くなるためです。「国民病」と言われる糖尿病の第一歩は肥満であることから、適正体重を維持するために、自身に見合った必要エネルギー量を心がけましょう。なお新しい基準は2015年度から全国の事業所の社員食堂などで活用されます。

適正体重

(kg) × 25 ~ 30 (kcal) = (kcal)

(上記の値)

1日のエネルギー量のめやす

デスクワーク中心なら25kcal
働く量の多い人は30kcal
をあてはめて計算



(大阪府和泉保健所・和泉市・和泉商工会議所)

「執務における夏季の軽装」を励行中です。

当所において、冷房の適温化(室温28℃を目安に冷房を設定すること)と併せて、職員の軽装(ノーネクタイ、ノー上着)を励行しています。

＜実施期間＞ 5月7日(水)～10月31日(金)

- 地球温暖化対策及びオフィスの省エネ・節電の観点から、冷房の適温化の徹底とあわせて、軽装を励行しています。
- 当所にご来訪される際には、是非、軽装にご協力くださるようお願いいたします。

和泉商工会議所

ご利用下さい！ マル経融資

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)とは、商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしていこうとする方に商工会議所の推薦により★無担保★無保証人★低利率で日本政策金融公庫から貸し出されるものです。

資金の用途	利率	返済期間
運転資金	1.45%	7年以内(1年以内据置可)
設備資金	貸付時の金利で固定 H26年4月9日現在 (金利は変動します)	10年以内(2年以内据置可)

審査の結果により、融資をご利用頂けない場合があります。
—お問い合わせ先— 和泉商工会議所 中小企業相談所 TEL 53-0320

機密文書を安全に処理します

地球環境への貢献にも寄与

和泉商工会議所は環境貢献と企業価値向上のため、エコマーカ事業の取組みを行っています。エコマーカ事業は企業が排出する使用済み文書(機密文書・保管期限切れ保存文書)の処理にお困りの事業所へ、大型シュレッダー搭載の「エコポリスパン」を配車し、目の前で細断処理します。

機密文書などの安全な処理により、日々のシュレッダー処理の手間を省き、細断古紙は焼却せず製紙原料会社へ回収され、再生品としてリサイクルすることにより、CO₂発生を抑制し、地球温暖化防止に貢献でき、環境貢献企業としての役割が果たせます。



- エコマーカ事業への参加方法は
1. お申込み
 2. 細断実施日のお打ち合わせ
 3. 細断実施(計量)
 4. 機密処理・リサイクル管理票発行
 5. 請求書・機密処理・リサイクル証明発行

細断料金表	重量	料金(税別)	※500kg以上 の出張細断の 場合は駐車ス ペース(約 9m×高さ 3.5m)が必要
出張細断の場合	500kg未満	一律32,500円	
	500kg以上	65円/kg	
持ち込み細断の場合	1kgあたり	65円/kg	

申込・問合せ先 和泉商工会議所 業務課 ☎0725-53-0330

取引先倒産に備え 売上債権の回収不能リスク補償 (取引信用保険)

和泉商工会議所では、取引先の倒産などによる売上債権の回収不能リスクを補助する「売上債権保全制度」への加入を募集しています。平成25年10月から補償額の引き上げや最低取引先数の緩和などで制度拡充しており、大企業から中小企業、小規模事業者まで加入しやすくなっています。同制度の活用メリットは以下の通り。

- ①〈与信管理の充実・向上〉
企業の独自の審査・管理機能に加えて、保険会社による二重のチェックをかけることにより、「与信管理体制の強化、充実」を図ることができます。
- ②〈資金繰りを早期に立て直しできる〉
貸し倒れ損失を返済の必要のない保険金で早期に受け取ることができ、コストの平準化と様々なリスクを回避できます。
- ③〈決算への悪影響を抑制〉
取引先の倒産は決算に大きく影響します。同制度による売上債権の保全により、大きな損失もある程度まで平準化できるので、金融機関、株主、仕入れ先、販売先などに対する信用力向上が期待できます。和泉商工会議所会員限定。

取扱代理店 伊藤忠オリコ保険サービス株式会社 大阪支店

【問合せ先】

和泉商工会議所 業務課 ☎0725-53-0330

DMの発送にかかる手間・時間・経費の見直しに

当所会報「いずみ会議所だより」の発送封筒内に、事業所様のチラシを同封するサービスを実施しております。是非ビジネスチャンスの拡大にご利用下さい。概要は下記のとおりです。

ポイントシステム

- 11回ご利用いただきましたら、
- 12回目は無料にさせていただきます。

- 内容 会社PR・新製品営業案内
各種イベント・割引サービス等
- 申込方法 チラシの見本を会議所へFAX又はご持参下さい。
- 発送日 毎月10日～15日頃発送
- 申込期日 同封希望チラシを前月の25日までに2,000部をご用意して和泉商工会議所までご持参下さい。
- 発行部数 約2,000部
- サイズ A4かA4サイズ以下
- 支払方法 同封物持参時に現金又は指定口座への振込みでお願いします。
- 料金 会員 10,000円(消費税込み)
会員外 30,000円(消費税込み)
- ※チラシの内容が当サービス運営上、不適当と思われる場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がありますので、予めご了承下さい。

お問い合わせ 和泉商工会議所 広報担当まで TEL: 0725-53-0330

エスポーツランチで美味しいひとときを

S'Port

Lunch Menu

ランチタイム 11:30▶15:00 (L.O 14:00)

※税金・サービス料込み価格です。

カジュアルコース 3,000yen

目替りランチ 1,580yen

その他、旬のメニューなど取り揃えております。ぜひお気軽にお問合せ下さいませ。

ホテルサンルート関空 19F 泉大津市なぎさ町5番1号
オリエンタルダイニング「エスポーツ」(直通) TEL: 0725-20-1110

和泉商工会議所 無料相談コーナー

会員の皆様、事業の事で悩んでいませんか?

そんな時は会議所の専門指導員に相談ください。

- 税務相談 (相続税の相談も承ります)
 - ・ 偶数月第2水曜日 午後1時30分～同4時 予約制です。
 - 相談員 税理士 露口六彦
- 法律相談
 - ・ 毎月第3水曜日 午前10時30分～同11時30分 予約制です。
 - 相談員 弁護士 仁井谷徹